

情報通信機器を用いた診療

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして求められるウェブサイトへの掲載事項

(イ) 情報通信機器を用いた診療の初診において向精神

薬の処方はいしません

(ロ) 当該保険医療機関での対応状況を記入した「オン

ライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェ

ックリストは別紙にて表示

以上、令和8年6月1日より適用される「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」に基づいて記載。

2026/04

たなか内科クリニック

院長 田中隆光